

教育実習の受入れ要項

群馬県立桐生特別支援学校

群馬県立桐生特別支援学校(以下、本校)において教育実習を受け入れる場合は、その円滑な運営と実習の効率化を図るため下記の事項を原則とする。

記

1 教育実習の受入れについて

- 1 次年度の実習希望者が直接本校に出向き申込み、希望期間の実施が可能かを確認し、期日を確定することとする。
- 2 対象者は、原則として本市の出身者又は在住者とする。
- 3 実習期日は、原則として9月とする。

2 教育実習の申し込み方法

- 1 教育実習を希望する者は、実習年度の前年度7月1日から12月15日まで(土、日、祝日を除く)に、訪問日を事前連絡の上、直接、本人が本校に出向き、所定の申込用紙に必要事項を記入し、申し込む。その際、教頭による受理面接を受ける。申し込み時には、学生証と認印を持参すること。
- 2 期限以降の申し込みについては、原則として受理しない。

3 内諾及び実習依頼について

- 1 申し込みを受理した場合は、その時点で所定の様式にて内諾書を発行する。
- 2 学生を介して内諾書を受理した各大学は、速やかに、学校長宛に、「教育実習依頼書」(様式の指定はない)を郵送により提出する。
※申込時に、すでに依頼書を提出している場合は、この必要はない。

4 実習校及び期日の決定について

- 1 実習年度の4月10日から4月30日(土・日・祝日を除く)までの間に再来校する。申込時に渡された所定の「実習生調査票」を記入し持参する。その際、校長面談を行い、担当より今後の日程についての説明を受ける。

- 2 再来校後、実習校及び実習期間（期日）を確定し、新年度5月上旬頃、大学宛に決定通知を送付する。本人宛には通知はしないので、各大学より本人に伝達してもらう。
- 3 面談後、「決定通知」を送付する。大学側は決定通知とともに送付された「誓約書」を作成し、速やかに郵送にて本校に提出する。

5 その他

- 1 教育実習生は、各大学において実習する「教育実習事前指導」等において、十分な事前学習を行う。また、保険の加入、予防接種の確認等を済ませる。
(学習指導、生徒指導、言葉づかい、服装、勤務等)
- 2 実習生は、本実習前の事前指導に出席すること。(4月の再来校の際に連絡)
- 3 群馬県立桐生特別支援学校への連絡

住所 〒376-0001 群馬県桐生市菱町2-1955-1

☎ 0277-22-0011

平成29年度より県立移管し、「桐生市立特別支援学校」から校名が変更されました。